

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：赤穂市長、赤穂市議会議長、赤穂市選挙管理委員会、赤穂市代表監査委員会
赤穂市公平委員会、赤穂市消防長、赤穂市農業委員会、赤穂市教育委員会
赤穂市上下水道事業

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	79.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.6%
全職員	65.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.0%
本庁課長相当職	95.2%
本庁課長補佐相当職	97.0%
本庁係長相当職	93.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.8%
31～35年	92.2%
26～30年	84.5%
21～25年	84.6%
16～20年	81.4%
11～15年	80.3%
6～10年	91.1%
1～5年	96.5%

【説明欄】

- 常勤職員がフルタイムで勤務した場合を1人とし、週当たりの勤務時間に応じて人数を換算している。
- 報酬形態が時給の職員については、勤務日数が一定でないため、算出の対象外としている。
- 扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に対して支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約87%、住居手当の受給者に占める男性の割合は約74%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。